

## 令和3年第3回定例会提出議案

### ■ 9月8日 付議事件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果
報告第5号	令和2年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	令和2年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するもの。	—	議決 不要
報告第6号	令和2年度門真市水道事業会計継続費精算報告書について	水道事業会計継続費精算報告書の報告 (1) 一番町・舟田町地区老朽管更新実施設計業務の精算報告	—	議決 不要
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,910,402千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 国庫支出金・国庫負担金 120,038千円 国庫支出金・国庫補助金 898千円 繰入金・基金繰入金 60,000千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 衛生費・保健衛生費 180,414千円 予備費・予備費 522千円 2 専決日 令和3年7月21日	総務建設常任委員会  民生水道常任委員会	承認
議案第41号	令和2年度門真市水道事業剰余金の処分について	令和2年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に440,000千円をそれぞれ積み立て、自己資本金への組入として393,000千円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	継続 審査
議案第42号	令和2年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	令和2年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に368,967,705円を積み立て、自己資本金への組入として86,000千円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	継続 審査
議案第43号	門真市税条例の一部改正について	1 要旨 個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を追加する等、所要の改正を行うもの。 2 施行日 公布の日及び令和4年1月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第44号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 要旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとする等、所要の改正を行うもの。 2 施行日 公布の日	文教こども常任委員会	可決
議案第45号	門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に	1 要旨 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子	文教こども常任委員	可決

	<p>関する基準を定める条例の一部改正について</p>	<p>ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）等による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとする等、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	会																																									
議案第46号	<p>門真市立保育所条例の一部を改正する条例の一部改正について</p>	<p>1 要旨 門真市立浜町保育園の廃園日を変更するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	文教子ども常任委員会	可決																																								
議案第47号	<p>門真市奨学条例の廃止について</p>	<p>1 要旨 国及び大阪府の就学支援金制度の拡充等により、本市における奨学金制度の役割を終えたと判断したことから、同制度を廃止するもの。</p> <p>2 施行関係等 (1) 施行日 令和4年4月1日 (2) 本条例の廃止に伴い、次に掲げる条例を一部改正するもの ① 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	文教子ども常任委員会	可決																																								
議案第48号	<p>令和3年度門真市一般会計補正予算（第7号）</p>	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,130,883千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <table border="0"> <tr> <td>地方交付税・地方交付税</td> <td>450,598千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金・国庫負担金</td> <td>126,162千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金・国庫補助金</td> <td>287,062千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金・府負担金</td> <td>755千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金・府補助金</td> <td>5,505千円</td> </tr> <tr> <td>財産収入・財産売払収入</td> <td>148,880千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・基金繰入金</td> <td>△204,115千円</td> </tr> <tr> <td>諸収入・雑入</td> <td>23,217千円</td> </tr> <tr> <td>市債・市債</td> <td>32,208千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金・繰越金</td> <td>350,209千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <table border="0"> <tr> <td>総務費・総務管理費</td> <td>546,108千円</td> </tr> <tr> <td>総務費・徴税費</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>総務費・戸籍住民基本台帳費</td> <td>27,868千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・社会福祉費</td> <td>69,188千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・児童福祉費</td> <td>72,901千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・生活保護費</td> <td>178,369千円</td> </tr> <tr> <td>衛生費・保健衛生費</td> <td>217,335千円</td> </tr> <tr> <td>土木費・道路橋りょう費</td> <td>15,137千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・教育総務費</td> <td>3,002千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・小学校費</td> <td>43,435千円</td> </tr> </table>	地方交付税・地方交付税	450,598千円	国庫支出金・国庫負担金	126,162千円	国庫支出金・国庫補助金	287,062千円	府支出金・府負担金	755千円	府支出金・府補助金	5,505千円	財産収入・財産売払収入	148,880千円	繰入金・基金繰入金	△204,115千円	諸収入・雑入	23,217千円	市債・市債	32,208千円	繰越金・繰越金	350,209千円	総務費・総務管理費	546,108千円	総務費・徴税費	30,000千円	総務費・戸籍住民基本台帳費	27,868千円	民生費・社会福祉費	69,188千円	民生費・児童福祉費	72,901千円	民生費・生活保護費	178,369千円	衛生費・保健衛生費	217,335千円	土木費・道路橋りょう費	15,137千円	教育費・教育総務費	3,002千円	教育費・小学校費	43,435千円	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生水道常任委員会</p> <p>文教子ども常任委員会</p>	可決
地方交付税・地方交付税	450,598千円																																											
国庫支出金・国庫負担金	126,162千円																																											
国庫支出金・国庫補助金	287,062千円																																											
府支出金・府負担金	755千円																																											
府支出金・府補助金	5,505千円																																											
財産収入・財産売払収入	148,880千円																																											
繰入金・基金繰入金	△204,115千円																																											
諸収入・雑入	23,217千円																																											
市債・市債	32,208千円																																											
繰越金・繰越金	350,209千円																																											
総務費・総務管理費	546,108千円																																											
総務費・徴税費	30,000千円																																											
総務費・戸籍住民基本台帳費	27,868千円																																											
民生費・社会福祉費	69,188千円																																											
民生費・児童福祉費	72,901千円																																											
民生費・生活保護費	178,369千円																																											
衛生費・保健衛生費	217,335千円																																											
土木費・道路橋りょう費	15,137千円																																											
教育費・教育総務費	3,002千円																																											
教育費・小学校費	43,435千円																																											

		<p>教育費・中学校費 15,425千円 教育費・幼稚園費 1,713千円</p> <p>2 債務負担行為の補正 追加分 目的 市税徴収コールセンター業務委託 (6) 期間 令和3年度～令和5年度 限度額 9,494千円</p> <p>目的 子どもの未来応援プログラム事業 (2) 期間 令和3年度～令和4年度 限度額 4,942千円</p> <p>目的 保育料徴収コールセンター業務委託 (5) 期間 令和3年度～令和5年度 限度額 1,797千円</p> <p>目的 大阪モノレール門真市駅・(仮称) 門真南駅間新駅設置事業 期間 令和4年度～令和5年度 限度額 40,070千円</p> <p>3 地方債の補正 変更分 目的 学校教育施設等整備 限度額 211,400千円 → 226,700千円</p> <p>目的 臨時財政対策 限度額 2,062,383千円 → 2,079,291千円</p>		
議案第49号	令和3年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,984,378千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入(歳入補正の内容) 府支出金・府補助金 1,525千円 (2) 歳出(歳出補正の内容) 保険給付費・傷病手当諸費 1,525千円</p> <p>2 債務負担行為の補正 追加分 目的 保険料徴収コールセンター業務委託 (6) 期間 令和3年度～令和5年度 限度額 7,550千円</p>	総務建設常任委員会  民生水道常任委員会	可決
議案第50号	令和3年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	<p>既定の予算に債務負担行為を追加する。</p> <p>1 債務負担行為の補正 追加分 目的 保険料徴収コールセンター業務委託 (5) 期間 令和3年度～令和5年度 限度額 2,414千円</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第51号	令和3年度門真市水道事業会計補正予算	既定の債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり変更する。	民生水道常任	可決

	(第1号)	1 債務負担行為の補正 目的 財務会計システム 期間 令和4年度～令和8年度→ 令和4年度 限度額 10,386千円→ 156千円	委員会	
議案第52号	教育委員会教育長の任命について	久木元 秀平教育長の任期満了（令和3年9月30日）に伴うもの	—	同意
議案第53号	教育委員会委員の任命について	長澤 信之委員の任期満了（令和3年9月30日）に伴うもの	—	同意
認定第1号	令和2年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外4会計	決算特別委員会	継続審査
認定第2号	令和2年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	継続審査
認定第3号	令和2年度門真市公共下水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	継続審査
議案第54号	令和3年度門真市一般会計補正予算（第8号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,384,880千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 国庫支出金・国庫補助金 113,997千円 繰入金・基金繰入金 140,000千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 商工費・商工費 254,518千円 予備費・予備費 △521千円	総務建設常任委員会  民生水道常任委員会	可決

## ■ 9月22日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議員提出 議案第5号	飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を一日も早く支給するよう大阪府に要望する意見書  【提出者】 門真市議会議員 後藤 太平 内海 武寿 池田 治子 福田 英彦	緊急事態宣言並びに、まん延防止等重点措置の発令に伴う営業時間短縮の要請に御協力いただいている飲食店等に対して支給される協力金について、その制度の趣旨に照らし、一日も早い支給を要望する。 事業開始当初よりも支給が早まっているものの、いまだに「休業している間も固定費は発生し続けている、飲食店は危機的な状況だ」や「蓄えを取り崩して何とかやっているが不安だ」「閉店してから支給されても遅い」「書類に不備があるならすぐに指摘してほしい」など多くの声が届けられている。 府には、協力金を速やかに支給できるよう早急に審査を進めるとともに、多くのお申込みに対して迅速に対応し、書類の不備や申請内容で確認したい点がある場合は、協力金事務局から早く連絡するなどして、申請をより手厚くサポートする体制を作り上げるように要望する。 また、要する審査時間をできるだけ短くすることで、支給までの期間を可能な限り短くする努力をし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、要請に御協力いただいた	—	可決

		<p>飲食店等の事業継承を支援するため、飲食店の声を真摯に受け止め、経営が大変な飲食店等のために少しでも早く協力金を支給していただきたい。</p> <p>よって府においては、飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」の一日も早い支給を行うよう要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和3年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>大阪府知事 宛て</p>		
<p>議員提出 議案第6号</p>	<p>コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 松本 京子 後藤 太平 大倉 基文 内海 武寿 今田 哲哉 池田 治子 福田 英彦</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。</p> <p>地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められる。</p> <p>その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。</p> <p>よって政府においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。</li> <li>2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。</li> <li>3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。</li> <li>4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。</li> <li>5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和3年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 各宛て</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>

		財 務 大 臣 経 済 産 業 大 臣 経 済 再 生 担 当 大 臣		
--	--	---	--	--